

建築士法第 23 条の 6 の規定による  
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第 23 条の 6 の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

愛媛県知事 様

平成 年 月 日

一級  
 二級 建築士事務所 愛媛県知事登録 第 号  
 木造

建築士事務所名称：

---

建築士事務所所在地：

---

電 話：

---

建築士事務所の開設者：

（法人である場合は、法人名称・代表者氏名役名）

印

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

報告事業年度 平成 年 月から平成 年 月







